

長崎県公立大学法人の記章に関する規程

〔平成 20 年 4 月 1 日〕
規程第 43 号

改正 令和 3 年 12 月 6 日規程第 93 号

(目的)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人に勤務する常勤職員（以下「職員」という。）としての身分を明らかにし、品位を保持するため、職員の記章（以下「記章」という。）及びその着用に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(記章)

第 2 条 記章は、別図のとおりとする。

(記章の着用)

第 3 条 職員は、勤務中記章を着用しなければならない。ただし、夏季及び職務に支障がある場合には、着用しないことができる。

2 記章の着用位置は、左胸上部の見えやすい箇所とする。

(記章の交付)

第 4 条 記章は、職員に無償貸与するものとする。

(貸与又は譲渡の禁止)

第 5 条 職員は、記章を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(記章の再交付)

第 6 条 職員は、記章を紛失し又はき損したときは、記章再交付申請書（様式第 1 号）を法人事務局総務課長を経て理事長に提出して、記章の再交付を受けなければならない。

2 職員は、前項の規定により記章の再交付を受けるときは、その紛失またはき損がやむを得ない理由によると認められる場合を除き、記章の実費を負担するものとする。

(記章の返還)

第 7 条 職員が、退職等によりその身分を失ったときは、遅滞なく記章を理事長に返還しなければならない。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 6 日規程第 93 号)

この規程は、令和 3 年 12 月 6 日から施行する。

別図(第2条関係)

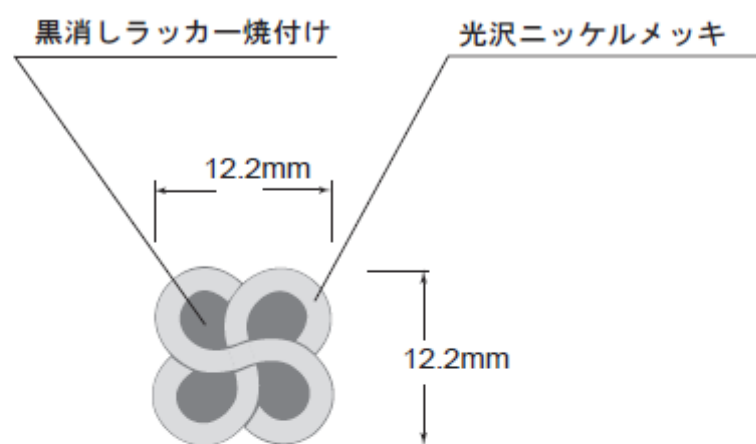
仕様

真鍮台

ニッケルメッキ仕上げ

下地黒消しラッカー焼き付け

タイタック式



タイタック式

